

第2編 議会・監査(大月都留広域事務組合議会定例会規則)

○大月都留広域事務組合議会定例会規則

(昭和42年10月6日議会規則第1号)

改正 昭和63年7月12日議会規則第1号 平成7年9月11日議会規則第1号

大月都留広域事務組合議会定例会は、毎年3月、7月、11月に招集するものとする。ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年7月12日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年9月11日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。